

令和 8 年度の調査審議の進め方について

令和 8 年 4 月 10 日

○見直し対象法人等に係る調査審議

- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的考え方」という。）及び「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「業務・内部管理運営方針」という。）に基づき、次のとおり調査審議を行う。
 - ～ 8 月 主務省・法人役員等との意見交換
 - ・ 評価部会において、「基本的考え方」及び「業務・内部管理運営方針」を踏まえ、法人の使命等に係る認識や業務運営の状況について、主務省・法人と問題意識を共有
 - ・ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人を取り巻く関係者との意見交換を実施
 - 9 月～12 月 見込評価及び業務・組織見直しを踏まえた審議
 - ・ 評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、各法人の見込評価及び業務・組織見直しの結果を踏まえ、積極的かつ幅広く意見を述べるとともに、各法人の次期目標の策定に当たっての留意事項を検討し、委員会において取りまとめ
 - ※ 並行して、評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点に立って、年度評価等について点検
 - 1 月～ 2 月 次期中（長）期目標案の審議
 - ・ 各法人の次期中（長）期目標案について、各法人の留意事項や「業務・内部管理運営方針」に示した方向性に照らして点検を行い、必要に応じて意見を述べる

令和8年度委員会日程について（予定）

※ 今後、実施形式含め追加・変更等があり得る

4月10日（金） 委員会・評価部会（合同開催）

（令和8年度の調査審議の進め方）

（4月下旬～5月中旬 評価部会ユニットによる主務省ヒアリング）

（6月中旬～6月下旬 評価部会ユニットにおける検討）

7月16日（木） 委員会（・評価部会）

（7月中旬～8月下旬 評価部会ユニットによる法人ヒアリング）

（9月下旬～10月上旬 評価部会ユニットにおける検討）

※ 調査審議状況を踏まえ、必要に応じて、評価部会ユニットによる追加のヒアリングを実施

10月14日（水） 評価部会

12月4日（金） 委員会（・評価部会）

【令和9年】

（1月下旬 評価部会ユニット（合同）における検討）

2月18日（木） 委員会（・評価部会）